

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年7月7日答申分

○答申の概要

- | | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000437号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100023号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年11月30日から昭和54年3月21日に訂正し、昭和53年11月から昭和54年2月までの標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和53年11月30日から昭和54年3月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年11月30日から昭和54年3月21日まで

A社における厚生年金保険の記録によると、昭和53年11月30日に被保険者資格を喪失したこととなっているが、同社には昭和54年3月まで勤務し、複数の同僚と一緒に最後まで残務整理をしていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年11月30日とする届出が、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和54年3月31日より後の同年4月9日に提出されていることが確認できる。

一方、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職日は昭和54年3月20日であることが確認できる上、同社において営業及び総務業務に従事していたとする同僚も、昭和54年3月頃まで請求者と一緒に同社に勤務していた旨陳述している。

また、被保険者名簿によると、請求者と同様、昭和54年4月9日付けの厚生年金保険被保険者の喪失に係る届出が行われたことが確認できる者のうち、喪失年月日が昭和53年11月30日と記録された者が9人、喪失年月日が同年8月30日又は同年8月31日と記録された者が事業主及び取締役を含め8人確認できる。

さらに、前述の営業及び総務業務に従事していたとする同僚は、請求期間当時、A社の経営状態は悪く、給与の遅配もあった旨陳述しているほか、同社で給与計算及び社会保険事務を担

当していたとする同僚は、請求期間当時、同社は従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたが社会保険事務所（当時）に保険料を納付しておらず、保険料の滞納があった旨の陳述をしている。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和 53 年 11 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、雇用保険の加入記録における離職年月日の翌日の昭和 54 年 3 月 21 日であると認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、被保険者名簿及びオンライン記録で確認できる昭和 53 年 10 月の標準報酬月額から 14 万 2,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100010号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100013号

第1 結論

昭和55年1月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年1月

会社退職後の昭和55年2月に夫がA社会保険事務所(当時)の窓口で私の国民年金任意加入の手続きを行い国民年金保険料の支払をした。その際、窓口の男性職員から1か月抜けた期間があると言われ、さらに1か月分の国民年金保険料を窓口で支払い、未納期間はこれではなくなると言われたが、請求期間の国民年金記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する国民年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿から、請求者が昭和55年2月2日に任意加入被保険者として、国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続きは、同日に行われたものと認められる。

また、請求期間については、請求者の配偶者が厚生年金保険の被保険者であることから、国民年金の任意加入が可能であった期間であるが、請求期間当時の国民年金法(昭和34年法律第141号)附則第6条第1項及び第2項によると、任意加入被保険者はその申出をした日に被保険者の資格を取得する旨規定されており、制度上、国民年金の加入手続きを行った日より前に遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできず、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び請求期間においてB市で払い出された手帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査を行ったものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求

者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。